

2022年1月20日

内閣総理大臣 岸田文雄 様

厚生労働大臣 後藤茂之 様

日本原水爆被害者団体協議会

代表委員 田中熙巳

代表委員 田中重光

事務局長 木戸季市

要 請 書

「黒い雨」など放射性降下物による被ばく問題を抜本的に解決するために下記要請の実現を求めます。

1. 「『黒い雨』訴訟を踏まえた審査の指針」の「11種類の障害を伴う一定の疾病にかかっている者とする」認定要件を削除すること。
2. 被爆者問題に関する司法と行政の乖離を無くすこと。
3. 被爆者援護施策はすべての原爆被害者を対象とすること。

<要請理由>

1. 厚生労働省が令和3年12月23日に発表した「『黒い雨』訴訟を踏まえた審査の指針」は、被爆者と認定し被爆者健康手帳を交付する条件を「『原告と同じような事情にある者』は黒い雨に遭った者で、11種類の障害を伴う一定の疾病に（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者とする」としています。

現行法「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の4種の被爆者には疾病に関する定めはありません。黒い雨被害者を被爆者と認定するにあたって、「11種類の障害を伴う一定の疾病にかかっている者とする」を条件とすることは現行法を逸脱した明らかな違法行為です。直ちに撤回されなければなりません。

2. 被爆者問題に関する司法と行政の乖離を無くすこと。

司法と行政の職務は、行政は法律に基づいて国務を行い、司法は法に基づいて裁判を行い公正な判断をする、と言えるでしょう。

原爆症認定訴訟、黒い雨訴訟などの裁判における司法と行政の乖離は異常の多さです。司法の判断と行政の乖離を無くすことは、行政の義務です。

3. 被爆者援護施策はすべての原爆被害者を対象とすること。

現行法は「原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊な被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する」総合的な援護対策を定めた法律です。

原爆被害は、放射能による健康被害ではありません。被爆その時から生涯続く、からだ、くらし、こころにわたる被害です。また、原爆被害者は現行法に定められた被爆者ではありません。援護行政は、すべての原爆被害者を対象に行われなければなりません。

以 上

<追記>

厚労省はことあるごとに「被爆者対策も、国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲に止まらなければならない」と主張する。

黒い雨訴訟の高裁判決に関し、多くの新聞が高裁判決を支持し、速やかに被爆者と認定せよと主張しており、厚労省の見解を支持する意見は見られない。国民的合意はあると判断される。